

# 奈良市公報

## 号外第 5 号

平成 18年 2月 27日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

### 目 次

規 則	
奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 .....	1
告 示	
一般競争入札の実施 .....	1
身体障害者福祉法の規定による更生医療機関の指定...	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定 .....	2
放置自転車等の保管 ( 2 件 ) .....	3
開発行為に関する工事の完了 .....	3
放置自転車等の保管 ( 2 件 ) .....	3
生活保護法の規定による施術者の指定 .....	4
認可地縁団体の告示事項の変更 .....	4
奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定 .....	4
改良住宅入居者の募集 .....	4
奈良市ボランティアセンターの休館 .....	4
放置自転車等の保管 .....	4
結核指定医療機関の指定辞退 .....	5
結核指定医療機関の指定 .....	5
開発行為に関する工事の完了 .....	5
J R奈良駅周辺土地区画整理事業の換地計画の公衆縦覧 .....	5
公共下水道の事業計画の変更案の公衆縦覧 .....	5
放置自転車等の保管 .....	6
奈良市排水設備指定工事店の指定取消し .....	6
奈良市排水設備指定工事店の指定 .....	6
道路の位置指定 .....	6
放置自転車等の保管 ( 2 件 ) .....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧 .....	7
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 .....	7
生活保護法の規定による医療機関の指定 .....	7
開発行為に関する工事の完了 .....	7
監 査	
住民監査請求の監査結果 .....	7
監査結果に基づく措置の状況 .....	10
公 営 企 業	
一般競争入札の実施 .....	12
奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 .....	12
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 .....	13

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程 ... 13	
農 業 委 員 会	
定例総会の招集 .....	13

### 規 則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18年 1月 24日

奈良市長 藤 原 昭

#### 奈良市規則第 9 号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 6 年奈良市規則第 59号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 の第 11号中 「生後 1 年」を 「生後 2 年」に改め、同表の第 20号中 「小学校」を 「中学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 18年 2月 1 日から施行する。  
（平成 18年 1月 24日揭示済）

### 告 示

#### 奈良市告示第 29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 18年 1月 16日

奈良市長 藤 原 昭

#### 1 入札に付する事項

交通安全施設整備工事（高畑町地内北部第 1 号線）ほか 24件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下 「経営事項審査」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 18年 1月 19日までは入札控室、同月 20日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印のない入札
  - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
  - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (9) 入札金額を訂正した入札
  - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 1月 19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 18年 1月 26日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札  
ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 18年 1月 20日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市財務部監理課工事入札係  
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 18年 1月 16日 掲 示 済)

奈良市告示第 30号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 19条の 2 第 1 項に規定する更生医療機関として、平成 18年 1月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成 18年 1月 16日

奈良市長 藤 原 昭

薬局の名称	所在地	薬剤師
ショーワ薬局あやめ池東店	奈良市あやめ池北 3 - 1 - 32	岡本ますみ
サン薬局西ノ京店	奈良市六条三丁目 15- 5	笹西 丈仁

(平成 18年 1月 16日 掲 示 済)

奈良市告示第 31号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29

号) 第 4 条の規定により告示します。

平成 18年 1月 16日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
堺 秀行	奈良駅前クリニック	奈良市三条本町 2 - 20 マツダオフィスビル 2 F	消化器外科 (小腸機能障害)	平成 17年 12月 19日
			消化器外科 (ぼうこう又は直腸機能障害)	平成 17年 12月 26日

(平成 18年 1月 16日 掲 示 済)

奈良市告示第 32号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 16日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 18年 1月 16日
- 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 引取りのための必要事項
  - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
  - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表

(平成 18年 1月 16日 掲 示 済)

奈良市告示第 33号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 17日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 18年 1月 17日
- 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 18年 1月 17日 掲 示 済)

奈良市告示第 34号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 1月 18日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成 17年 11月 8 日 奈良市指令都整開第 05A- 33号  
平成 17年 12月 19日 奈良市指令都整開第 05A- 33- 1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成 18年 1月 18日 第 970号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市八条五丁目 437番地の 7、437番地の 8 及び 437番地の 9 の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府岸和田市土生町 5 丁目 11番 16号  
医療法人 宝山会  
理 事 長 小南 重憲

(平成 18年 1月 18日 掲 示 済)

奈良市告示第 35号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 18日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日

平成 18年 1月 18日  
 3 移動対象区域  
 近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
 以下省略  
 (平成 18年 1月 18日揭示済)

奈良市告示第 36号  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
 平成 18年 1月 19日  
 奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 18年 1月 19日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成 18年 1月 19日揭示済)

奈良市告示第 37号  
 生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。  
 平成 18年 1月 19日  
 奈良市長 藤原 昭

施 術 者		施 術 所		指 定 年 月 日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
辰巳淑夫	奈良市桂木町 4 - 206	たつみ接骨院	奈良市本子守町 11-20 次保ビル 2 F	平成 18年 1月 16日

(平成 18年 1月 19日揭示済)

奈良市告示第 38号  
 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。  
 平成 18年 1月 20日  
 奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

規 約 の 変 更 ( 事 務 所 )	
変 更 前	変 更 後

奈良市月ヶ瀬桃香野 5050番地	奈良市月ヶ瀬桃香野 474番地
------------------	-----------------

- 2 変更の年月日  
平成 17年 11月 27日  
(平成 18年 1月 20日揭示済)

奈良市告示第 39号  
 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成 17年奈良市規則第 51号)第 4 条第 1 項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第 10条の規定により次のとおり公示します。  
 平成 18年 1月 20日  
 奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
有限会社 サンスイ	代表取締役 南田由里	奈良県奈良市大慈仙町 64番地	平成 18年 1月 20日

(平成 18年 1月 20日揭示済)

奈良市告示第 40号  
 畑中地区小規模改良住宅入居者を次のとおり募集します。  
 平成 18年 1月 20日  
 奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略  
(平成 18年 1月 20日揭示済)

奈良市告示第 41号  
 奈良市ボランティアセンター条例施行規則(平成 6 年奈良市規則第 52号)第 2 条の規定により、平成 18年 3月 29 日から同月 31日まで奈良市ボランティアセンターを休館します。  
 平成 18年 1月 23日  
 奈良市長 藤原 昭  
(平成 18年 1月 23日揭示済)

奈良市告示第 42号  
 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
 平成 18年 1月 23日  
 奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 18年 1月 23日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 1月 23日 掲 示 済)

奈良市告示第 43号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 2項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 1月 23日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3 - 11	平成 17年 12 月 27日

(平成 18年 1月 23日 掲 示 済)

奈良市告示第 44号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 1項の規定により告示します。

平成 18年 1月 23日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3 - 11	平成 17年 12 月 28日

(平成 18年 1月 23日 掲 示 済)

奈良市告示第 45号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 1月 23日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成 16年 10月 19日 奈良市指令都整開第 04A- 32号  
平成 17年 12月 28日 奈良市指令都整開第 04A- 32- 1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成 18年 1月 23日 第 97号  
(2) 公共施設 平成 18年 1月 23日 第 424号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市中町 5016番地の 1の一部及び 5016番地の 37の一部並びに奈良市藤ノ木台四丁目 5016番地の 200の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大東市赤井 1 - 3 - 14  
有限会社 海幸

代表取締役 池田 實

5 公共施設の種類、位置及び区域

- 道路  
奈良市中町 5016番地の 1 及び 5016番地の 37の各一部
- 歩道  
奈良市中町 5016番地の 1 及び奈良市藤ノ木台四丁目 5016番地の 200の各一部
- 下水道  
奈良市中町 5016番地の 1 及び 5016番地の 37の各一部
- 管路敷地  
奈良市中町 5016番地の 1 の一部
- 公園  
奈良市中町 5016番地の 1 の一部
- 調整池  
奈良市中町 5016番地の 1 の一部

(平成 18年 1月 23日 掲 示 済)

奈良市告示第 46号

土地区画整理法(昭和 29年法律第 119号)第 88条第 2項の規定により、大和都市計画事業 J R 奈良駅周辺土地区画整理事業の換地計画を、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和 30年政令第 47号)第 55条の 2において準用する同令第 3条の規定により、次のとおり公告します。

平成 18年 1月 24日

大和都市計画事業( J R 奈良駅周辺土地区画整理事業)

施行者 奈良市

代表者 奈良市長 藤 原 昭

- 縦覧期間  
平成 18年 2月 1日から同月 14日まで
- 縦覧場所  
奈良市三条本町 1 番 80号  
奈良市都市計画部 J R 奈良駅周辺開発事務所
- 縦覧時間  
午前 9時から午後 5時まで  
(平成 18年 1月 24日 掲 示 済)

奈良市告示第 47号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令(昭和 34年政令第 147号)第 3条の規定により次のとおり公示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 18年 1月 24日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤 原 昭

- 変更に係る予定処理区域  
奈良市公共下水道(大和川第一処理区)
- 変更に係る工事完了の予定年月日  
平成 23年 3月 31日
- 縦覧期間

平成 18年 1月 24日から平成 18年 2月 6日まで

4 意見申出の要領  
この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市都市整備部下水道建設課に平成 18年 2月 6日までに申し出てください。

5 変更に係る事業計画の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市都市整備部下水道建設課  
(平成 18年 1月 24日揭示済)

奈良市告示第 48号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
平成 18年 1月 24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 18年 1月 24日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
(平成 18年 1月 24日揭示済)

奈良市告示第 49号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。  
平成 18年 1月 25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 取消し年月日  
平成 18年 1月 25日
- 2 指定工事店  
指定番号 第 262号  
店舗の所在地 天理市二階堂上ノ庄町 95番地 92  
会社名 安道管工事  
代表者 安道 勇  
(平成 18年 1月 25日揭示済)

奈良市告示第 50号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。  
平成 18年 1月 25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日  
平成 18年 1月 25日
- 2 指定工事店

指定番号 第 262号  
店舗の所在地 天理市二階堂上ノ庄町 95番地 92  
会社名 安道管工株式会社  
代表者 安道 勇  
(平成 18年 1月 25日揭示済)

奈良市告示第 51号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により告示します。

平成 18年 1月 25日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市法蓮町 29番地
申請者氏名	岡本 全代
道路の位置	奈良市法蓮町 39番地の 1 の一部
道路の幅員	4.00メートル
道路の延長	36.68メートル
指定年月日	平成 18年 1月 25日
指定番号	第 17019号

(平成 18年 1月 25日揭示済)

奈良市告示第 52号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
平成 18年 1月 25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 18年 1月 25日
- 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
(平成 18年 1月 25日揭示済)

奈良市告示第 53号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 1月 26日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 1月 26日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 1月 26日 揭示済)

奈良市告示第 54号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 63条第 2 項において準用する同法第 62条第 1 項の規定により、奈良県知事から都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63条第 2 項において準用する同法第 62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 18年 1月 31日

奈良市長 藤 原 昭

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)公園事業

3・3・47号古市公園

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成 18年 1月 31日 揭示済)

奈良市告示第 55号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 1月 31日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局 宝来北店	奈良市宝来四丁目 7 - 15	平成 13年 10 月 31日
おがわ小児科診療所	奈良市鶴舞東町 2 - 26	平成 17年 12 月 31日

(平成 18年 1月 31日 揭示済)

奈良市告示第 56号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 1月 31日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 おがわ小児科診療所	奈良市鶴舞東町 2 - 26	平成 18年 1 月 1 日

(平成 18年 1月 31日 揭示済)

奈良市告示第 57号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 1月 31日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 7月 5 日 奈良市指令都整開第 05A- 13 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 18年 1月 31日 第 972号

(2) 公共施設 平成 18年 1月 31日 第 425号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 1409番地の 42、1592番地の 3、1592番地の 4、1603番地の 1、1604番地、1605番地の 1 の一部、1605番地の 2、1606番地の 1、1606番地の 2、1606番地の 3、1606番地の 4、1606番地の 5、1606番地の 6 及び 1606番地の 7

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63号

新奈良開発株式会社

代表取締役 梅本 拓男

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町 1409番地の 42、1592番地の 3、1603番地の 1、1604番地、1605番地の 1、1605番地の 2、1606番地の 1、1606番地の 2、1606番地の 3、1606番地の 4、1606番地の 5、1606番地の 6 及び 1606番地の 7 の各一部

(2) 公園

奈良市押熊町 1606番地の 1 の一部

(3) 下水道

奈良市押熊町 1592番地の 3、1604番地、1605番地の 1、1605番地の 2、1606番地の 1、1606番地の 2、1606番地の 4、1606番地の 5、1606番地の 6 及び 1606番地の 7 の各一部

(平成 18年 1月 31日 揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成 18年 1 月 24日

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	池 田 慎 久
同	船 越 義 治

奈 監 第 2 号  
平成 18年 1 月 23日

請 求 人

桐 山 幸 矩 様  
石 川 量 堂 様  
福 井 隆 夫 様  
細 田 強 二 様  
福 田 昌 敬 様  
小 泉 晃 一 様

奈良市監査委員	吉 田 肇
同	中 嶋 肇
同	池 田 慎 久
同	船 越 義 治

住民監査請求の結果について (通知)

平成 17年 11月 25日付けで提出のあった住民監査請求については、同月 30日付けで受理し、地方自治法第 242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象

奈良市総務部人事課及び環境清美部環境清美第一事務所

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242条第 6 項の規定により、平成 17年 1 2月 15日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第 199条第 8 項の規定により、平成 17年 12月 15日、奈良市総務部長、同部人事課長及び環境清美部参事環境清美第一事務所長事務取扱に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨

奈良市は平成 14年度の「ごみ処理事業について」奈良市包括外部監査人に監査を委託し、その監査結果と意見の概要を「地方自治法第 252条の 37の 5」に基づき、平成 15年 3 月 26日付、奈良市に報告書を提出した。

しかし、奈良市は報告書受領後約 2 年 6 ヶ月以上経過した現在においても外部監査人が指摘した廃止等の是正勧告を怠り、漫然と不適正な支出を続けていた事による公金の損害金を返済するよう求めるものである。

1 特殊勤務手当を不適正支出とする理由と項目

(1) 区域外作業手当

区域外作業手当の支出項目を 2 種類に分割し、奈良市自らが定めた日額基準を何回でも支給できるよう回数制に拡大解釈し、規則を大きく逸脱して、多額の貴重な公金を永年にわたり不適正に支出し続け、奈良市に損害を与えたものである。

(2) 休日出勤特別手当

休日出勤は、時間外勤務に通常の 3 割 5 分増しの割増計算までして支給されているにも関わらず、休日出勤特別手当と称して、日額 5,000円を上乗せして支給しなければならない根拠はない。規則で定めさえすれば何でも支給する行為は許されない不適正な支出である。

原資は、永びく不況の最中、市民が納めた税金であることを何ら思考することなく、漫然と支給していることは納税者を愚弄するものであり、社会通念上も許される行為ではない。

(3) 大型ごみ収集手当

前述(1)で記述のとおり、奈良市の規則で定められている日額基準を適用すべきものであった。しかし、支給の実態は規則を無視し、収集作業に従事さえすれば無制限に支給し、外部監査人に指摘された規則及び運用の方法、現行規則等の廃止を検討せず、漫然と支給している行為は、公金の不適正支出そのものであり、奈良市に対し損害金を返済させるべきである。

(4) 皆勤精励手当

年次休暇は有給で取得できる制度であり、休暇取得者の給与が減額されるものではなく、4 種類の項目までつけて皆勤精励手当まで支給しなければならない根拠などなく、1 ヶ月に 4 日まで休暇を取得しても支給対象にするなど、不適正極まりない支給であり、奈良市に返済させるべきものである。

(5) 出勤奨励手当

出勤さえすれば手当を支給するなど、規則さえ定めておけばなんでも支給するなど、社会通念上からも容認されるものではない。勤め人として自己の職場に勤務日に出勤するのは当然の行為であり、義務であり、責任でもある。

又、(4)の皆勤精励手当の「精励」と当出勤奨励手当の「奨励」の支給項目などは、文字さえ変えればなんでも支出できると思考しているとすれば、不適正支出以前の問題である。

(6) 年未年始勤務手当

年未年始の勤務は、通常の超過勤務手当以上の割増率 ( 135/100 ) による支給をし、且つ日額 11,100円を支給しなければならない根拠はない。特に受給者の中には、勤務すらしていない職員にも支給しているなど、不適正な支出は明らかである。

よって、環境清美第一事務所職員に対し上記 6 項目におよぶ手当の支出を承認した奈良市長及び支出承認権者が連帯して奈良市に損害を与えた平成 16年度 1 年間の公金 78,258,700円の損害金の返済を求めるものである。

5 監査対象事項

本件監査請求は、区域外作業手当、休日出勤特別手当、大型ごみ収集手当、皆勤精励手当、出勤奨励手当及び年未年始勤務手当 ( 以下「特殊勤務手当」という。 ) の支



出が不適正な支出であることを理由として平成 17年 11月 25日にされたものであり、請求人の主張する平成 16年度 1年間のうち平成 16年 11月 24日以前の支出分については、地方自治法第 242条第 2項本文に規定する 1年の監査請求期間を経過しているため監査対象から除外した。

なお、その月分の特殊勤務手当は翌月の給料の支給日に支給されること及び平成 17年 4月に支給される特殊勤務手当は、平成 16年度分の予算で執行されることから、平成 16年 11月から平成 17年 3月までの特殊勤務手当の状況に基づく支出分を監査対象とした。

## 6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

- (1) 環境清美第一事務所に勤務し廃棄物収集作業に従事する現業職員（以下「現業職員」という。）の特殊勤務手当は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第 27条の規定による奈良市職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「規則」という。）に基づき支給しているが、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の対象となり、技能労務職員で組織する奈良市従業員労働組合との交渉の中で規則を運用して支給していること。
- (2) 奈良市では、あらかじめ市民に告知した区域別・曜日別の収集業務計画に従い、運転手 1人作業員 2人の合計 3人が 1組となって決められた地区を担当（以下「1校区」という。）し、労使間の協議を経て、1日当たりの収集量を定め、これを処理するための作業量を標準作業量として定めていること。
- (3) 収集区域は阪奈道路と大宮通りで北側と南側に区分けされており、曜日によりその日の収集区域が異なるようになっているが、毎週水曜日は「その他プラスチック類」の収集で、また第 3週目の木・金曜日は午前「燃やせるごみ」午後「燃やせないごみ」の収集で奈良市全域となっており、通常の標準作業量の倍のごみ収集に携わることになっていること。
- (4) 団体交渉で決められた事項については文書が存在せず、あくまで紳士協定に基づくものであること。規則どおりの支給方法になっていない区域外作業手当・大型ごみ収集手当の運用基準についても明文化されたものがなく、関係人から聴取した特殊勤務手当運用状況は、次のとおりとなっていることを確認した。

### （区域外作業手当）

上記(2)のとおり、運転手 1人作業員 2人の合計 3人が 1組となり 1校区を担当することになるが、年次休暇等により欠員が生じた場合、運転手 1人作業員 1人の合計 2人が 1組（以下「1人収集」という。）になって収集作業にあたることになり、この場合、1校区での標準作業量の半分が 1人収集の標準作業量になる。排出されたごみは、その日中に収集することが大前提であり、残り半分の収集した現業職員に手当が支給される。手当の額については、月・火・水曜日の場合、

1校区の標準作業量は  $3,500円 \times 3人 = 10,500円$ （木・金曜日の場合、 $3,000円 \times 3人 = 9,000円$ ）と計算され、1人収集での残り半分は  $5,250円$ （ $4,500円$ ）となり手当の対象となる。この  $5,250円$ を 2人で収集した場合は 1人当たり  $2,625円$ 、また 3人で収集した場合は 1人当たり  $1,750円$ の手当が支給されること。

また、それに加えて毎週水曜日と第 3週目の木・金曜日については奈良市全域が収集区域となり、それぞれの標準作業量の倍の収集作業が基本となることから、現業職員 1人当たり毎週水曜日については  $3,500円$ 、第 3週目の木・金曜日については  $3,000円$ の手当が別途支給されていること。

### （大型ごみ収集手当）

大型ごみ収集にも標準作業量があり、欠員が生じた場合、区域外作業手当と同様に手当が支給される。手当の額は、標準作業量が  $3,000円 \times 3人 = 9,000円$ （毎週水曜日と第 3週目の木・金曜日の場合、 $4,500円 \times 3人 = 13,500円$ ）と計算され、1人収集での残り半分は  $4,500円$ （ $6,750円$ ）となる。この  $4,500円$ を 2人で収集した場合は、1人当たり  $2,250円$ 、また 3人で収集した場合は 1人当たり  $1,500円$ の手当が支給されること。

また、大型ごみ収集作業を応援した場合や日常の収集作業に付随する様々な業務に従事した場合にも大型ごみ収集手当が支給される。その業務の主な項目としては、「大型ごみ収集応援」「午後の電話受付」「地図落とし」「動物の死体収集の区域外収集」「休日の工場搬入応援」などがあり、項目毎の金額が決定されていること。

- (5) 上記(4)の作業を誰が行うかについては、作業係長や指導員が毎朝現業職員の出勤状況を確認した後、作業前に区域外作業勤務伺・大型ごみ収集勤務伺（以下「勤務伺」という。）を作成し、所長専決で現業職員に作業を命じており、作業が行われたことを確認した後、庶務係がパソコン端末機で作業勤務入力を行っていること。

- (6) 平成 13年 10月に奈良市行財政改善推進委員会の中に環境清美事業専門部会を設置し、その部会で特殊勤務手当等の見直しも含め検討され、平成 13年 12月に環境清美部の諸問題に対する改善案について本専門部会としてのまとめが提出された。この報告の内容を踏まえて、平成 14年 6月から奈良市従業員労働組合と事務協議や団体交渉を重ねて特殊勤務手当の是正に向けて調整が図られたこと。また、平成 15年 3月には包括外部監査の「ごみ処理事業について」の結果報告を受け、より精力的に奈良市従業員労働組合と協議が行われたが、未だ妥結に至っていないこと。

以上のことから請求人の主張について考査すると、地方公務員法第 57条は単純な労務に雇用される者（以下「単純労務職員」という。）の職務と責任の特殊性に基づく身分取扱いにおいて、特例法を定めることを明記し、

地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項では単純労働職員に係る労働関係その他身分取扱いについては、とりあえずの間、地方公営企業等の労働関係に関する法律及び地方公営企業法第 37条から第 39条までの規定がその特例法としての役割を果たすことになった。

そこで、現業職員が単純労働職員に該当するかどうかであるが、単純労働職員の範囲については「単純な労働に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令」が昭和 27年 9月 30日を持って失効し、その後、単純労働職員の範囲を定める法令は制定されていないが、今日でも地方公務員法第 57条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項にいう単純な労働に雇用される者の範囲は、前記政令の規定に基づいて解釈して差し支えないものとされている。(行実昭和 38年 5月 8日)

従って、地方公営企業法第 38条では、単純労働職員の給与は給料及び手当であり、その給与の種類と基準のみを条例で定めることとされ、また、その給与は職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならないと規定している。すなわち、単純労働職員の給与の性格は、職務給であることに加え、職務遂行にあたって職員の発揮した能率が給与の面に十分考慮される能率給でなければならないのである。

また、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 7 条では、単純労働職員の給与に関する事項は団体交渉の対象となりうるものであり、これに関し労働協約を締結することができる」と規定している。このように規則制定事項よりも労働協約が優先するので、一般の職員のように給与条例主義によって給与が決定されるのではなく、労使間の当事者主義によるところが大きいといえる。

ごみ収集作業は、年間を通じ、天候に関係なく毎朝路上に出されたごみを収集車に積み込むことであり、排出されたごみは、公衆衛生の維持と環境美化を図るため、その日のうちに回収することとされている。このことは、現状の現業職員数でもって処理しなければならないものであり、宅地開発に伴うごみ収集の作業量が増加した場合や年次休暇等により欠員が生じた場合、現業職員は標準作業量を超える作業回数を消化しなければならないのが実態である。1日の標準作業量を終えた後、それを超える作業を行うということは現業職員にとって相当な疲労を伴う作業となり、こうした作業に従事した現業職員と従事しなかった現業職員との間において、作業量に応じた手当が支給されており、その手当が区域外作業手当であり大型ごみ収集手当である。これらの手当は規則どおりの支給方法になっていなかったものの、永年の団体交渉に基づく標準作業量を超える作業に対する能率給としての手当の支給であり、やむなく理解するところである。

次に出勤奨励手当、皆勤精励手当、休日出勤特別手当及び年末年始勤務手当は、いずれも時代とともに見直さ

なければならない手当ではあるが、現在のところ規則に則った手当の支給でもあり、やむを得ないものと思料するところである。

規則及び特殊勤務手当運用状況に照らし、平成 16年 11月から平成 17年 3月までの月毎の勤務伺や勤務状況リスト等に基づき、特殊勤務手当の回数について確認したところ、区域外作業手当及び大型ごみ収集手当は勤務伺と勤務入力結果リストがいずれも適合しており、それ以外の手当についても全て勤務実態どおりであった。

なお、請求人が不適正な支出と主張する年末年始勤務手当は管理職職員の勤務分であることが、勤務状況リストから確認できた。

以上のことから、特殊勤務手当は勤務実態に基づき支給されたものであり、奈良市の損害はないと判断したので、特殊勤務手当の返済を求める理由がないと認めた。

しかしながら、特殊勤務手当については、現在の社会経済情勢の変化を踏まえ見直しが必要と思われるので、市長に対し、別紙のとおり要望した。

別紙

奈 監 第 3 号

平成 18年 1月 23日

奈良市長 藤 原 昭 様

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中 嶋 肇

同 池 田 慎 久

同 船 越 義 治

住民監査請求にかかる要望について

平成 17年 11月 25日付けで提出のあった環境清美第一事務所職員の特殊勤務手当に関する住民監査請求については、監査した結果、特殊勤務手当の返済を求める理由がないと認めた。

しかし、環境清美第一事務所職員の特殊勤務手当については、団体交渉による労働協約の結果であることは一定理解するものの、現在の社会経済情勢の変化を十分認識し、包括外部監査報告及び本件監査請求を真摯に受け止め、市民の理解が得られるよう一刻も早く特殊勤務手当の内容及び支給方法等については是正されたい。

(平成 18年 1月 24日揭示済)

奈良市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 18年 1月 31日

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 中 嶋 肇

同 池 田 慎 久

同 船 越 義 治

企画総務課

監査結果公表日 平成 17年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 12号)

措置結果通知日 平成 18年 1月 23日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時におい 571,889 円となっている。</p> <p>今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。</p>	<p>奈良市は、昭和 38年 10月に市の出資により株式会社清美公社を設立し、昭和 43年 6月には全株を市が買取り、昭和 45年 2月にふん尿手数料の条例化後、昭和 46年 1月から「し尿収集運搬及び手数料徴収事務」を委託し、現在に至っている。</p> <p>し尿汲取戸数は、公共下水道の普及に伴い減少の傾向にあるが、清美公社は、市内唯一のし尿汲取業者として、市から汲み取り及び手数料徴収を委託されており、手数料を完全徴収することは、負担の公平の観点から清美公社の業務範囲であり、また、市の責務と考えている。</p> <p>し尿汲み取りの調定は、当然、汲み取り後に発生するが、その時点で居住者の転居が判明し不明であったり、水洗化施設に改修された後で、住民の理解が得られないなどの状況もある。</p> <p>以上を考慮し、改善措置として、し尿汲み取り手数料の納入は、原則として預金口座の自動引落としとしてきた。また、納付書による窓口納付の方には、納付書を送付する度に、口座振替の申込書を送付してきたところである。</p> <p>なお、現年度分をその年度内に収納できるよう、はがきによる「口座振替のお知らせ兼領収書」に、前回振替不能額の欄を作成し、納付忘れのないよう注意を喚起してきた。また、その翌月からは、「大至急ご入金下さるようお願いいたします。」という文面で、封書により催促している。</p> <p>引っ越しや転居などで、その後、住民がいなくなる場合は、汲み取り後、同日に事務職員が出向き、現金受領することとし、滞納を防止している。</p> <p>なお、今後の対策として、未</p>

	<p>納額が少額でもある現状を鑑み、現在、徴収担当者が 2 名で事務にあたっているところ、年度末・夜間には、管理職を含めて 4 名の特別徴収体制を整え、徴収不能に陥ることを防止するべく体制を整えたところである。</p> <p>今後も、早期随時訪問による面談を通して、滞納額を少しでも減少できるよう努力する所存である。</p>
--	--

住民課

監査結果公表日 平成 17年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 12号)

措置結果通知日 平成 18年 1月 5日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>戸籍記載一部処理システム保守委託において、予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>奈良市契約規則第 18条第 1 項に基づき、予定価格調書を作成されたい。</p>	<p>左記の指摘を受け、今後は、奈良市契約規則第 18条第 1 項を遵守し遺漏なきよう会計事務処理に努めてまいります。</p>

財団法人奈良市スポーツ振興事業団

監査結果公表日 平成 17年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 11号)

措置結果通知日 平成 18年 1月 27日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>鴻ノ池陸上競技場他 8 施設清掃その他業務委託において、契約書及び仕様書に提出図書と記載してある書類の一部が提出されていなかった。</p> <p>必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。</p>	<p>指摘のあった事項について、平成 17年度分については業務委託契約業者を呼び、未提出の書類について提出を求め、関係書類を整理しました。</p>

(平成 18年 1月 31日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第 1 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 18年 1 月 16日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

#### 1 入札に付する事項

舗装工事、市内学園北一丁目地内他 5 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

##### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

##### (2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

#### 4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

#### 5 入札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 1 月 19 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

#### 9 入札参加資格の審査及び決定

##### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

##### (2) 入札参加者の決定通知

平成 18年 1 月 27日までに入札参加申請者に通知します。

#### 10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

##### (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 18年 1 月 24日揭示済)

### 奈良市水道局告示第 2 号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 18年 1 月 18日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
中川建設	中川百合子	奈良市古市町 1211	平成 18年

	番地の 1	1月 11日
--	-------	--------

(平成 18年 1月 18日揭示済)

奈良市水道局告示第 3号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 18年 1月 18日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
中川建設	中川小百美	奈良市古市町 1211 番地の 1	平成 18年 1月 11日

(平成 18年 1月 18日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 1号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18年 1月 24日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程  
奈良市水道局職員就業規則(昭和 33年奈良市水道局管理規程第 6号)の一部を次のように改正する。

別表第 2の第 11号中「生後 1年」を「生後 2年」に改め、同表の第 20号中「小学校」を「中学校」に改める。

附 則

この規程は、平成 18年 2月 1日から施行する。

(平成 18年 1月 18日揭示済)

## 農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 2号

平成 18年奈良市農業委員会 1月定例総会を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 3号)第 2条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 1月 16日

奈良市農業委員長 大西 崇夫

1 日時

平成 18年 1月 30日(月曜日)午後 2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所北棟 6階 第 22会議室

3 報告

- (1) 平成 17年奈良市農業委員会事業報告について
- (2) 奈良市標準小作料について

4 議案

- (1) 平成 18年奈良市農業委員会事業計画(案)について
  - (2) 奈良市農業委員会規程の一部改正について
  - (3) 農業委員会選挙人名簿登載申請書の送付について
- (平成 18年 1月 16日揭示済)